

第34回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

1. 委員の出欠

岸座長代理、阿久澤委員、上谷委員、坪野委員、米谷委員が欠席。

2. 概要

<議題1について>

事務局より資料1について説明。

神田委員：審査継続中の遺伝子組換えパパイヤについて、審査の度合いが分かればご教示いただきたい。

事務局（西嶋）：審査の進捗については、恐縮ですが、今、把握しておりません。

小笠原委員：既に表示対象品目である高オレイン酸大豆はどの程度店頭に出回っているのか。

事務局（箆島）：現時点で高オレイン酸大豆である旨の表示がなされた食品が流通しているとは承知していない。

座長：平成19年度において、遺伝子組換え表示対象品目の追加・変更は行わないことよろしいか。

（異議なし）

座長：本結論をJAS調査会に報告する。

<議題2について>

事務局より資料2について説明。

（特段の意見なし）

<議題3について>

事務局より資料3について説明。

（特段の意見なし）

< 議題 4 について >

事務局より資料 4 について説明。

板倉委員：物理的処理をしたデンプンと、酢酸デンプン等の加工デンプンはどう違うのか。

事務局（西嶋）：資料 5 頁の 2 にあるとおり、物理的処理による加工デンプンには、酸処理、アルカリ処理、漂白処理といった加水分解程度の簡単な化学的加工を含んでいる。

板倉委員：質問の意図は、デンプンと加工デンプンの最終的な形の違い、また、食品か添加物かの境を知りたいということである。

事務局（磯崎）：酸やアルカリで処理した場合、デンプンのグルコースの結合を切ったものができる。化学処理をした加工デンプンは、デンプン構造の中に新たな反応基が付いたり、デンプンの鎖同士を架橋した形になり、通常のデンプンの形態としてはあり得ない新たな物質ができる。

門間委員：添加物と食品の違いは何か。加工デンプンを食品として食べていた場合は、食品なのか添加物なのか。

事務局（磯崎）：食品衛生法上は、混和、浸潤等を行ったものを添加物とみなしている。また、老化を抑える、粘度調整等新たな機能を追加する等の効果をもたせるものが添加物である。

門間委員：現時点では加工デンプンを食品として食べている。

事務局（磯崎）：添加物も食品に使用し、最終的には食べている。

門間委員：食品の 50～60 又は 100% が加工デンプンであっても添加物なのか。

事務局（磯崎）：添加物である。

門間委員：100% でも添加物なのか。

事務局（磯崎）：その通りである。

事務局（國枝）：化学処理した加工デンプンは意図的に粘度調整などの作用をもたせるものである。以前は、食品か添加物かの整理がされていなかったものが、国際的な整合性を図って食品添加物として整理されたものである。食品添加物として整理された加工デンプンは、そもそも食品として食べるものだったかどうか。

門間：加工デンプンは、加工デンプンそのものが食品として食べられてきた。

座長：難しい議論であり、そもそも論にもなりかねない。個人的には消費者にも良い改正であり、事業者にも表示の簡略化を認めるなど配慮されていると思う。

門間委員：加工デンプンが食品添加物に指定されることにより、表示欄内の表示順が変わるのは大きな問題である。改正に反対しているわけではないが、加工デンプンは毒でもなく、使用しやすいと思っており、ある日から添加物になってしまうのだから、周知することが必要である。そうしないと業界はとまどうと思う。

座長：業界にとっては大きな変更であり、十分に説明することは必要である。

増田委員：「添加物」というとマイナスイメージがある。消費者は添加物でひどい目にあってきた。加工デンプンというサプリメントなのか調味料なのか分かりづらく、簡単に決めて欲しくはない。

板倉委員：JAS法に基づく表示上、原材料名の表示は、食品添加物以外の原材料、食品添加物の順に記載することになっている。この場合、食品の砂糖と加工デンプンを食品として使用した場合と、食品の砂糖と加工デンプンを食品添加物として使用した場合では、砂糖と加工デンプンを使用した重量が同じであっても、記載する順序が異なってしまう。

座長：改正についての周知をお願いしたい。

<議題5について>

事務局より資料5、6について説明。

渡邊委員：日生協連として、中国ギョウザ事案についてはお詫びを申し上げる。何らかの手を打ちたいと思っており、扱っている商品の原料原産地表示は増えている。食品の出自を知りたいという声に事業者としても応えるべきである。統一的な表示ルールについて議論を行わないと、バラバラな表示となり、消費者の理解が進まないと思う。共同会議として次の重点課題と位置付け、議論することも検討していただきたい。

事務局（新井）：今般の加工食品の原料原産地表示の推奨通達については、事業者からの原料原産地表示に係る問い合わせが多いことや任意表示の際の不整合がみられたことから行った。事務局としては、

原料原産地表示の義務付けは慎重にすべきと考えている。これは、事業者の実行可能性、海外の基準との整合性、包材の切替えが頻繁に行われること等が理由である。今回の推奨の結果についてしばらく様子を見たいと考える。

増田委員：共同会議の役割について知りたい。共同会議としては、加工食品の原料原産地表示について、20食品群が限界でその先はガイドラインで推奨するという姿勢なのか。共同会議の委員が何も知らないうちに牛ミンチ事案、中国ギョウザ事案が起こり、むなしさを感じる。しばらくはガイドラインで様子を見ろということか。

事務局（新井）：共同会議において平成18年4月に作成された報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」では、原料原産地表示の対象品目について、5年ごとに見直すこととしており、これで終わりとは考えていない。原料原産地表示に係る要望や実行可能性を考慮し、また、困っている事業者のための手引きとして今回措置したものである。原料原産地表示の義務化には必要な手続きを経る必要があり、4年近くかかる。今回の推奨は第一歩であり、今後は報告書を踏まえて進めていく。

小笠原委員：日本チェーンストア協会では、加工食品の原料原産地表示において原材料の重量割合が40%、30%、30%で、50%以上を占める原材料がなくても記載する取組みを行っている。しかし、このような表示が消費者にとって分かりやすいのかという反省をしているところである。法律上義務付けられている原料原産地表示と自主的に行っている表示の差が分かりにくく、行政の指導も末端では混乱していると聞いている。行政の末端まで義務と任意の内容について明確に周知していただきたい。

門間委員：昨年夏以降、表示をめぐるいろいろな問題がでたことから国民生活審議会でも議論されてきたと思うが、表示に関していろいろな問題が出ていた時に、共同会議では議論・検討されなかったが、共同会議では検討しなくても良いと事務局では考えられていたのか。

日本の表示制度は、国際的な基準であるコーデックス規格に準拠したものである。国民生活審議会の「行政のあり方の総点検(素案)」の中には、TBT協定と齟齬のある部分もみられるが、今後、農林水産省、厚生労働省はどのように対応していくのか。

事務局（新井）：国民生活審議会は内閣府が行っている。消費者政策一般について、それぞれ担当の委員会で議論が行われるべきで、共同会議の事務局としては回答する立場にない。行政のあり方の総点検（素案）に記載のある国際基準は、コーデックス規格やWTO協定を指していると理解している。農林水産省としての対応スケジュールについては、現時点で特にお示しできるものはない。

事務局（國枝）：「行政のあり方の総点検（素案）」をまとめるにあたり、審議会では当省に対してもヒアリングを行っている。その際、事実誤認があった部分については、当省からも事務局に説明をした。

門間委員：国民生活審議会には正確な理解をしていただきたい。また、私が指摘したかったのは、食品に係る問題が起こったときに共同会議が全く開催されなかったということである。

板倉委員：「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」にある「ホンモノのある」という表現が気になっている。偽物の食品があるては困る。また、食品表示が適正であればホンモノの食品であるということではない。最近、ホンモノの食品とは何か分かりづらくなっている。

また、原料原産地と安全性は結びつくものではない。JAS法に基づく表示は、品質に係る表示をすることが目的である。原料原産地がはっきりすれば、安全ではない食品を避けることができ、安心ということではない。日本の業者でも不正を行うこともある。中国だからと言って必ずしも全て悪いわけでもない。その辺りがあいまいなので、きちんと整理していただきたい。

消費者へ情報提供をする際には、科学的な基準に基づく必要がある。期限表示については、定められた方法で保存した場合の期限であるということの理解が足りない。あるアンケートでも、期限表示は見るが保存方法は見ないという結果が出ていた。期限が担保される条件を含めて判断することにより、もったいないという考え方が活きる。ギョウザの件も、色々な検査が行われており、最初に問題があった10名以外については、残留農薬として微量に出てきたものはあったが、有機リン系の農薬で被害が出ているということはない。このことが一般の人に情報として伝わっていかないことは問題である。メディアもおもしろ半分の報道ではなく、一般の人が科学的に判断できるような情報を提供していただけるようお願いし

たい。

神田委員：内閣府で行っている国民生活審議会についてだが、私は食べるのWGの委員をしている。「行政のあり方の総点検(素案)」については、短期間に行われた数回の議論を基に安全性に詳しくない人が書いたものである。原料原産地が充実していれば安全性が守られるという記述では困るということなど、事実誤認がある部分については、私からも、また、厚生労働省及び農林水産省からも指摘をしている。また、私からまんべんなく安全に係る問題に触れているわけではないということに記載して欲しいということも指摘をしている。コーデックスについて言及している部分も事実誤認があったようなので、指摘した。

前田委員：原料原産地表示についてであるが、義務付けの対象範囲は見直し検討がなされると考えているが、対象範囲を広げるにあたってのスケジュールをお聞きしたい。

事務局(新井)：「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」報告書には、原料原産地に係る検討時期と表示事項が記載されていると承知しており、これに従い、見直しを行っていく。

前田委員：具体的なスケジュールは決まっているのか。

事務局(新井)：見直しは5年ごとに行い、また、改正することになれば手続きに3年はかかる。

前田：議論を始めるのはいつか。

事務局(新井)：スケジュールは確定的なものではないため、現時点では、事務局としてお示しできない。

板倉委員：製造所の表示について問題意識を持っている。今般の中国ギョウザ事案は、食品テロとしてとらえている。海外では、食品テロに対する対応をきちんと行っていると承知している。原料原産地表示だけで対応を止めて欲しくない。トレーサビリティをしっかり行うべきである。製造所については、記号で記載されており、消費者には製造所がどこにあるのか分からない。また、同じ番号でも別企業の製造所ということもある。考えるべき問題である。

門間委員：原料原産地表示については、緊急避難的に今回の対応を行ったと思うが、国際的には原料原産地表示の義務付けはなく、T B T協定違反である。国際ルールからはずれているということを考えてほしい。今回の対応は推奨ということだが、他国から見ると、国と

して行っていると見なされる可能性もある。国際ルールとの整合性についてもお考えいただきたい。

事務局より資料5、6について説明。

座長：産地品種銘柄の指定が容易になるよう、農産物検査規格の見直しを行うとの内容だった。これにより、産地品種銘柄に係る表示の問題の多くは解決されると思われる。このため、農産物検査と同等の信頼性を有する手法に係る検討を一旦止めて、第33回共同会議においてご議論いただいた米の使用割合の表示に係る改正案を次回共同会議で議論するとともに、パブリックコメントを求めることができるよう、事務局での対応をお願いする。

前田委員：原料原産地表示の検討については早めに着手していただきたい。

座長：本日はこれで閉会としたい。

3．今後の予定

次回、第35回食品の表示に関する共同会議は、委員と日程を調整の上、開催する予定。

以上